

特集「オリンピックとアンチ・ドーピング」

## 「教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」にみる アンチ・ドーピング教育<sup>1</sup>

岡 出 美 則（スポーツ文化学部）<sup>2</sup>

### Abstract

WADA has developed International Standards for Education (ISE) which should be implemented from 2021.1.1. ISE requires anti-doping program for clean sport environment mandatory all over the world. It defines “education” as the process of learning to instill values and develop behaviors that foster and protect the spirit of sport, and to prevent intentional and unintentional doping.

ISE also requires to protect athlete’s right for education and participate in clean sport. Also, minimum requirement set in ISE are education before testing and athlete joining competitions. It also requires education along the pathway. In this context, it would be also expected to educate athlete as role model who values sport values and improve society through sport values.

Based on these requirements in ISE, JADA as signatory of Code 2021 has taken initiative to develop sustainable structure and developed Strategic Plan for 2021 Code/ISE implementation for developing sustainable structure for clean sport in 2022 on consignment of Japan Sport Agency.

Education in ISE, 4 components should be included such as Values-Based education, Awareness Raising, Information Provision and Anti-Doping Education.

In this context, objectives of anti-doping education in JAPAN are set in 7 categories base on 11 topics in ISE and also the pathway based on FTEM. Expected achievement standards in anti-doping program are set in 3 stages such as “be aware of”, “understand” and “be capable of” .

In education pool, not only athletes, but also athlete supporting personnel should be included. On the other hands, other target groups such as children and youth, teachers and sport administrators and so on should be considered as the part of the planning process.

On the other hands, education of educator for anti-doping education based on athlete pathway should be important tasks to be discussed. Establishing professional learning community for educator in anti-doping education should be expected for developing sustainable structure for improving anti-doping education program for clean sport.

---

<sup>1</sup> Anti-Doping Education in Strategic Plan for 2021 Code/ISE implementation

<sup>2</sup> Yoshinori Okade, Faculty of Sport Culture

抄録

世界アンチ・ドーピング機構は、2021年1月1日に発効する教育に関する国際基準（ISE）を開発した。ISEは、全世界においてクリーンスポーツと営む環境整備に向け、アンチ・ドーピングプログラムの実施を求めている。

ISEはまた、アスリートが教育を受ける権利やクリーンスポーツに参加する権利を保護することを求めている。ISEはまた、検査を受ける前や競技会に参加する前に教育を受けることができることを最低限保障することを求めている。それはまた、アスリートのパスウェイを踏まえた教育の実施を求めている。この文脈内では、また、スポーツの価値を尊重しスポーツの価値を通して社会を改善していく役割モデルになるようにアスリートを教育していくことが求められている。

ISEで示されているこれらの要求を踏まえ、Code2021の署名当事者である日本アンチ・ドーピング機構は、スポーツ庁の委託を受け2022年からのクリーンスポーツ実現に向けた持続可能な構造開発に向け、2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画の作成を主導した。

教育に関する国際基準における教育は、価値を基盤とした教育、啓発、情報提供並びにアンチ・ドーピング教育の4つの要素で構成されている。

この文脈内で設定されている日本のアンチ・ドーピング教育の目標は、教育に関する国際基準で示された11のトピックを踏まえた7項目から構成されている。

教育プールには単に選手のみではなく、選手を支援する人々も含まれることになる。他方で、児童、生徒や教師、スポーツ管理者等の対象グループは、計画過程において考慮されることになる。

また、アスリートパスウェイを踏まえたアンチ・ドーピング教育の教育者の教育は、重要な論議の論点とされるべきである。クリーンスポーツの実現に向けたアンチ・ドーピング教育の改善にむけては、アンチ・ドーピング教育に関わる専門職学習集団の育成が期待される。

Keywords: World Anti-Doping Code, International Standards Education, Anti-Doping Education, Clean Sport education program, Values-Based Education

キーワード：世界アンチ・ドーピング規程，教育に関する国際基準，アンチ・ドーピング教育，クリーンスポーツ教育，価値に基づく教育

1 日本におけるアンチ・ドーピング教育の経過

日本アンチ・ドーピング機構（以下JADA）によれば、「アンチ・ドーピングは、本来のスポーツの楽しさや、仲間との信頼、対戦相手へのリスペクトなど、スポーツの価値を支える「フェアネス」を守るためのものです。」と記されている（日

本アンチ・ドーピング機構）。

JADAによれば、我が国でドーピングが初めて公式の話題になったのは1964年の世界スポーツ科学会議の場であった。そして、1985年にアジアで最初の分析機関が設置されている。この機関は、世界アンチ・ドーピング機構（以下WADA）の設立に伴い、WADA認定分析機関と

して引き継がれることになる。その WADA は、1999 年に設立されることになる。日本からこの WADA に設立当初から政府側の理事兼アジア地域を代表する常任理事として、日本の文部科学副大臣が就任し、世界的なアンチ・ドーピングの活動の枠組みにおいて重要な役割を果たしてきた。そして、2001 年には日本国内におけるアンチ・ドーピング活動のマネジメントを行う機関として日本アンチ・ドーピング機構（以下 JADA）が設立されることになる。これにより、ドーピング検査、教育、啓発活動等、世界標準のアンチ・ドーピング活用を可能にする体制が日本国内で整えられた。

ここで重要な点は、JADA は、ドーピング検査を管理する組織としてのみ存在しているわけではなく、教育、啓発活動を行う組織としても存在している点である。加えて、JADA が行う教育、啓発活動は日本国内で閉じるわけではなく、WADA と連携した国際的な規準に即して実施される体制の中に組み込まれていることである。

実際、2007 年にはユネスコによる「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」の発行を受け、文部科学省により「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」が策定されている。そして、2011 年に施行されたスポーツ基本法にはドーピング防止活動の推進が記載されるとともに、2013 年より施行された高等学校学習指導要領においては教科保健体育科目体育の体育理論の内容としてドーピングに関する指導内容が明示されることになる。体育理論は高校生の必修の内容である。そのため、これにより、少なくとも高校在籍者に対してはアンチ・ドーピングに関連した知識が提供されることになった。

この後、2017 年には日本スポーツ振興センターに「ドーピング通報窓口専用サイト」が設立されるとともに、2018 年には日本で初めてとなる「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」が施行されることになる。また、同じく、2018 年にはアンチ・ドーピング体制審議委

員会が設置されることになり、日本スポーツフェアネス推進機構が設立されることになる。

このような経過を経て展開されているアンチ・ドーピングに向けた我が国の取り組みであるが、JADA は、ドーピング検査だけでは補足できないアンチ・ドーピング規則違反行為を特定するとともにアンチ・ドーピング検査の企画・立案の精度を高めるために情報の収集、分析、評価活動を行っている。この活動は、インテリジェンス活動と呼ばれている。加えて、2018 年に施行された「スポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する法律」において関係機関がスポーツにおけるドーピングに関する情報を共有できるように、国が必要な施策を講じるものとされている、このことに鑑み、JADA は適正なインテリジェンス活動を通してスポーツがフェアであることに貢献していくことを謳っている。

このような JADA の取り組みは、WADA の動向にも影響されている。特に、WADA のアンチ・ドーピング規程の影響は大きい。

## 2 「2021Code/ 教育に関する国際基準の履行に向けた教育戦略計画」の概要

WADA のアンチ・ドーピング規程 (Code) は、全スポーツ・全世界の統一したアンチ・ドーピング規則であり、アスリートの基本的権利である、クリーンなスポーツに参加する基本的な権利を守るための文書と言われる。その Code は、2004 年 7 月に初めて施行され、2021 年 1 月 1 日より施行される 2021 年版はその 4 版に当たる（日本アンチドーピング機構 (d), p.4)

この Code を施行するために、各署名当事者は、各国・各スポーツの事情に即したアンチ・ドーピング規則に基づき、アンチ・ドーピング・プログラムを実施することになる。日本での署名当事者は、JADA、JOC（日本オリンピック委員会）並びに JPC（日本パラリンピック委員会）になる。JADA は、スポーツ基本法に基づくアンチ・ドーピングの統括機関として日本規程の管理をし、世

界規程の遵守義務を負っている（日本アンチドーピング機構（d），p.4）。

WADA はまた、世界中でアンチ・ドーピングの一貫性を保つために、アンチ・ドーピングにおける各種テクニカルな領域に関する国際基準（International Standards）を策定している。この国際基準は、全ての Code 署名当事者の義務とされている。各国のアンチ・ドーピング教育に影響を与える教育に関する国際基準（以下 ISE）は、2021 年より新規に施行されるようになった国際基準である。それは、アスリートが検査の前に教育を受けることを重要な原則としている。また、その対象にはアスリートのみではなく、競技会に参加、あるいはその準備を行うためにアスリートとともに行動し、治療や支援を行うコーチ、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、オフィシャル、医療従事者、親等のサポートスタッフも含まれている（日本アンチ・ドーピング機構（d），p.5）。

加えて Code2021 では教育が「スポーツの精神を育成し保護する価値観を浸透させ、かかる行為を発展させ、また、意図的及び意図的ではないドーピングを予防するための、学習の過程」（日本アンチ・ドーピング機構（d），p.12）と定義されていることも重要である。繰り返しになるが、ISE は、ドーピングが派生した後の事後対応ではなく、クリーンスポーツの実現に向けた予防策を重視しているためである。加えて、ISE には、「教育」の定義を示したことで、アンチ・ドーピング機関が提供する教育計画、教育の実施方法、教育実践、モニタリング並びに教育プログラムの評価についての記載もみられる。その結果、アンチ・ドーピング教育は、その内容を一度設定すればいいわけではなく、継続的な改善過程の中に位置づけられることになる。そして、それは 2021 年 1 月 1 日より施行されることとされた（日本アンチ・ドーピング機構（d），p.13）。

新しい国際基準として 2021 年 1 月 1 日より施行された「結果管理に関する国際基準（以下 ISRM）では、アンチ・ドーピング規則違反

（ADRV）となり得る事案について、結果管理権限を有するアンチ・ドーピング機関（RMA）によって踏むべきすべてのステップが列挙されている。さらに ISRM では、アスリートに対して提供すべき情報や、結果管理に関するすべてのプロセスにおける日程が列挙されている。さらに、アンチ・ドーピング規則違反のためアンチ・ドーピング機関により課された制裁はすべて、Code の署名当事者である他のアンチ・ドーピング機関により、承認されることとなる。その結果、アスリートに対して一つの国際競技連盟（IF）もしくは国内アンチ・ドーピング機関（NADO）から暫定的資格停止が課されていた場合、その他全てのアンチ・ドーピング機関がその暫定的資格停止を適用することになる。また、国際基準を遵守、履行できないことは、その国の競技者の国際大会への参加の道を閉じるリスクを負うことになる（日本アンチ・ドーピング機構（d），p.19）。それだけに、国際基準に関する齟齬のない情報共有が、国際競技への参加の道を確保するという観点から見て重要になる。したがって、この国際基準への対応は、個々の競技団体レベルではなく、競技団体等を越えた国としての対応が求められることになる。また、そのような各国の取り組みが、国際的なスポーツの価値の実現に向けた取り組みを一層進めることになる。

この教育に関する国際基準の履行に向けて我が国では JADA が、スポーツ庁の委託を受け「2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた教育戦略計画」を作成している。

そこでは、アンチ・ドーピング教育の推進は、一方でスポーツの価値を体現する人材の育成とクリーンでフェアなスポーツの環境を作り上げることを意図するものであり、同時にスポーツの価値を高めること、スポーツが社会に寄与する意義を高めていくこと意図したものであることが指摘されている。そのため、「2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた教育戦略計画」では、次の内容が組み込まれている。



(1) 教育対象者プール：ISE の要求事項に従い、国内において教育プログラムの対象となり得る一義的なターゲットグループ。

(2) 教育プログラム：「教育」プログラムは、「価値を基盤とした教育」、「啓発」、「情報提供」、「アンチ・ドーピング教育」の4要素で構成される。その教育目標は「認識する」「理解する」「実行できる」の3段階で示されている。なお、各ターゲットグループへの教育の責任を有する、あるいは可能性のある各組織・機関は、教育対象となるアスリートやサポートスタッフのパフォーマンスレベルと年齢、教育実施の既習度等に応じ、適切な目標設定とその目標を達成するためのアクティビティを実施することとされている。そのため、各組織・機関はアスリートのみならず、サポートスタッフの実態に即した教育プログラムの提供を求められることになる。

(3) 教育実施者 (Educator 教育者)：教育者は、「教育を提供するための研修を受けた者であって、当該目的のために署名当事者により認定された者」と定義される。

(4) モニタリングと評価：JADA は、教育プログラムが教育対象プール及び教育対象者となるアスリートやサポートスタッフらに対して適切なタイミングやニーズ等に応じて実施されるように関係団体と連携・協力し、計画的にそれを推進するとともに、モニタリング・評価を行っていくことになる (日本アンチ・ドーピング機構, 2022, p.7)。

### 3 「2021Code/ 教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」の作成過程

このように、我が国における持続可能なアンチ・ドーピング教育実施に向けた体制作りを一層加速させたのは、2022年に示された「2021Code/ 教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」であった。WADAが、2021年版「世界アンチ・ドーピング規定 (以下 2021Code)」の施行とともに「教育に関する国際基準 (以下 ISE)」を新規に発行させたことが、その重要な契機となっている。

実は、教育に関しては2004年にCodeが初めて発行した時からその重要性が謳われ、各所で合意されていたにもかかわらず、国際基準が存在していなかった。しかし、2021Code及び教育に関する国際基準が新たな国際基準として発効したことで、教育が初めて定義され、教育がCodeの5つの戦略領域に明示されるとともに (1) 義務的な基準の確立、(2) 用語の統一及び役割の明示化、(3) 署名当事者のリソースの最大限の活用、が主目標として掲げられた (日本アンチ・ドーピング機構, 2022, p.3)。

これら2021Code及びISEの「教育」は、単なる禁止薬物に関する情報提供を意味するものではない。それは、スポーツの精神・価値を保護し、アスリートの権利を守るとともに、ドーピングのないクリーンでフェアなスポーツに参加するアスリートの権利を守ることを目的としている。また、正確かつ最新の情報に基づき、自身で判断を下せるような、個々人の判断能力、価値観の育成を意図している。この背景には、スポーツの価値教育がスポーツのインテグリティを守り、スポーツが信頼できる社会のロールモデルとして機能するとの認識が存在する (日本アンチ・ドーピング機構, 2022, p.3)。

このような認識を背景しつつ、我が国ではJADAが国内アンチ・ドーピング機関として2021Code、ISE及びISEガイドライン等に即した「教育」を実施していくことが求められている。そのため、国内における教育体制・計画等を論議するために、JADAは、スポーツ庁委託研究を受け、2021年度に「2021Code/ 教育に関する国際基準の履行に向けた教育に関する検討会議」を開催している (日本アンチ・ドーピング機構, 2022, p.4)。

教育検討会議には、2021Codeの署名当事者として日本オリンピック委員会 (以下、JOC) 及び日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会 (以下、JPSA/JPC4)、さらに、日本スポーツ協会 (以下、JSPPO)、日本スポーツ振興センター (以

下, JSC), 大学スポーツ協会 (以下, UNIVAS), 全国高等学校体育連盟 (以下, 高体連), 日本中学校体育連盟 (以下, 中体連) 及び有識者が参画している。また, 教育検討会議は, 戦略計画の検討を行うための検討会議及びワーキングチームにより構成され, そこで戦略計画がとりまとめられた。JOC, JPC を内部組織とするパラスポーツの統括団体である日本パラスポーツ協会 (以下, JPSA), JSPO 及び国内競技連盟 (以下, NF) は, 日本アンチ・ドーピング規程 (以下, 日本規程) の署名当事者でもある。なお, 各競技団体は, 戦略計画に関するアンケートに回答し (実施期間: 2021年10月21日~11月10日), ワーキングチームへのオブザーバーとして出席した (日本アンチ・ドーピング機構, 2022, p.3)。

教育検討会議では, 次期 Code 改訂までの期間を見据え, 2021Code 及び ISE で求められる要求事項 (最低要件) 及び推奨事項が確認されるとともに, 各要求事項に係る具体的な実施方針を示す戦略計画の策定に向けた検討が行なわれた。それを踏まえ戦略計画には, 教育対象者の具体的な範囲と教育の実施責任主体, 連携・協力関係を含む履行体制, モニタリング・評価, Educator の育成のあり方とともに長期的な視点で捉えた将来の展望が記述された (日本アンチ・ドーピング機構, 2022, p.3)。

#### 4 アンチ・ドーピング教育プログラムの内容

2021Code 及び ISE では, 2015年版 Code に新たに次の事項が定められた。

##### a) 「教育」の定義

意図的及び意図的でないアンチ・ドーピング規則違反を予防するために, 啓発し, 情報を伝え, コミュニケーションを取り, 価値観を浸透させ, 生活スキル及び判断能力を開発すること。

b) 教育プログラムは, 「価値を基盤とした教育」, 「啓発」, 「情報提供」, 「アンチ・ドーピング教育」の次の4つの要素を組み込んで実施すること

4つの要素の定義:

価値を基盤とした教育: 個人の価値観及び信条の育成に重点を置いたアクティビティを実施することをいう。それは, 学習者が倫理的に行動するために意思決定を下すための能力を開発する。

啓発: クリーンスポーツに関わるトピックスおよび課題を強調すること。

情報提供: クリーンスポーツに関する正確で最新の内容を提供すること。

アンチ・ドーピング教育: クリーンスポーツ行動を可能にする能力を開発し, 十分な情報に基づく意思決定を下すために, アンチ・ドーピング・トピックスに関する研修を実施すること。

すべての要素は, 教育プログラムに沿ったものでなければならない。すべてのアクティビティは, 相互補完的なものであり, スポーツの価値に基づき, スポーツの精神を醸成し, 保護するものでなくてはならない。

##### c) ISE における原則 (ISE 4.3.2 項)

アスリートのアンチ・ドーピングに関する最初の経験が, ドーピング・コントロールではなく教育を通じて行われるべきである。

d) 上記の原則に関連して, アスリートとサポートスタッフが, 競技大会に派遣される前に教育を受けるべきであること。

e) 文化的及びスポーツ環境並びに学習者のニーズを考慮に入れて, 4要素 [(1) 価値を基盤とした教育, (2) 啓発, (3) 情報提供, (4) アンチ・ドーピング教育] を組み込んだ教育プログラムをアンチ・ドーピング機構が策定し, 各機関と連携して実施すること。

##### f) 「Educator (教育者)」の定義

教育を提供するための研修を受けた者であって, 当該目的のために署名当事者により認定された者。 (日本アンチ・ドーピング機構, 2022, pp.4-5)

繰り返しになるが, ここでは改めて, アンチ・ドーピング教育が禁止薬物の摂取を予防することのみを目的にしているわけではないこと, また,

教育プログラムの遂行に向け、教育者の研修を前提にしていることを確認しておく必要がある。スポーツの価値を基盤としたアンチ・ドーピング教育を提供する人材である教育者の育成がここで新たに取り組むべき課題として浮かび上がることになる。しかも、この人材育成を国レベルで進めて行くには、人材を育成する人材を持続可能な形で育成し続けるシステムづくりが不可欠になる。逆に言えば、この持続可能なシステムが構築できないために、アンチ・ドーピング教育が安定的に提供できなかったとも考えられる。

それだけに、このような要請に対応できる持続可能な制度づくりは、アンチ・ドーピング教育の推進にとって重要になる。WADAが2022年以降に実施を予定しているモニタリング・実施監査において不遵守となった場合、国際競技大会への参加・出席機会の喪失、国際競技大会を主催する権利資格の剥奪等の制裁措置が課される可能性があるためである。国内のスポーツ関係団体が連携して対応することが求められる理由の一つは、ここにある（日本アンチ・ドーピング機構、2022, p.3）。

なお、このWADAによる各国のアンチ・ドーピング機構に対する2021Code遵守のモニタリングは、2022年3月以降に始まり、日本での実施監査は2023年から2024年頃と見込まれている。また、Code及び国際基準は6-7年ごとに改訂されるため、中長期的観点からは、2025～2026年までには2021Code/ISEの要求事項を日本において滞りなく履行できる状態とすることが求められるという（日本アンチ・ドーピング機構、2022, p.6）

加えてISEでは、教育プログラムが教育対象プール及び教育対象となるアスリートやサポートスタッフらに対して適切なタイミングやニーズ等に応じて実施されるようにすることを求めている。そのためJADAは、関係団体と連携、協力しながら、計画的に教育プログラムを推進していくとともに、モニタリング・評価を行っていくとされている（日本アンチ・ドーピング機構、

20221, p.7）

なお、2021年1月1日より発行した世界アンチ・ドーピング規程2021（Code2021）では、Code定められた8つの国際基準（禁止表国際基準、検査及びドーピング調査に関する国際基準、治療使用特例に関する国際基準、プライバシー及び個人情報保護に関する国際基準、分析機関に関する国際基準、署名当事者の規則遵守に関する国際基準、教育に関する国際基準、結果管理に関する国際基準）を遵守することが著名当事者に義務付けられている。また、Code、国際基準に基づいたアンチ・ドーピング・プログラムを適用・推進する推奨モデルとしてモデルルール並びにガイドラインが設けられている（日本アンチ・ドーピング機構（e））。さらに、教育に関する国際基準実施に向けたガイドラインも公開されている（WADA, 2020a）。我が国においてアンチ・ドーピング教育を推進するには、当然、これらの基準を遵守した対応が求められることになる。

そのため以下では「教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」作成過程で派生した課題やその解決に向けた取り組みを確認していくことで、クリーンスポーツの実現に向けて解決すべき課題やその課題解決に向けてなされた取り組みについて確認したい。

## 5 スポーツの価値に基づく教育

クリーンスポーツ教育の実現には、そこで実現するスポーツの価値に関する共通理解が不可欠である。しかし、ここで言われるスポーツの価値とは何であろうか。

スポーツはそれ自体が一つの文化であると言われる。しかし、この文脈で語られるスポーツは価値中立的であり、高尚な文化、低俗な文化といった意味がそこに込められている訳ではない。

他方で、スポーツそのものが一つの文化であり、それ自体が社会的に見て重要な価値を発信するメディアでありえることを体育、スポーツ関係者は、



長らく指摘してきた。体育・スポーツ担当大臣等会議の歩みは、まさにその過程であったと言える(岡出, 2022)。この過程ではまた、スポーツは多様な社会的課題の解決に有効な手段として機能することも指摘されてきた。実際、スポーツをツールとして多様性、教育、ジェンダー、健康、生活、平和、社会的つながり、インフラ整備といった多様な社会的課題を解決するための活動が展開されている。(Svensson, 2017, pp.38-39)。他方で、草の根ルートで展開されているスポーツを通じた開発支援の試みでは、スポーツの定義が限定的であることが指摘されている(Svensson, 2017, pp.41-42, 44)。

このような広義のスポーツ概念を求める提案は、高度に競技化されたスポーツ以外のスポーツがもつ可能性に人々の目を向けさせることになる(Whitehead, 2019, p.135)。また、2017年のカザンでの体育、スポーツ担当大臣等会議の後に、2019年にアフリカでフォローアップ会議が開催され、アンタナナリボ勧告が採択されたが、そこでは、良質の体育の実現に向け、包摂やジェンダー、平等性への配慮を加えることや伝統的なスポーツやゲームを学校教育カリキュラムに取り入れることが提案されている。これもまた、その例といえる(UNESCO, 2019)。

しかし、スポーツがそのようなツールとして効果的に機能するためには、スポーツそのものの価値を高め、それをより多くの関係者と共有していくことが重要になる。体育、スポーツ担当大臣等会議において、ドーピングやスポーツに関わる汚職への対応が求められていたことは、その例といえる(MINEPS, 2013, 2017)。

もっとも、ISEのような提案文書とは別に、この間、スポーツの価値に基づく教育プログラムが、多様な関係者により国内外で開発、共有されるようになってきていることも見過ごせない。

例えば、良質の体育の開発に関わる文書(UNESOC, 2015, 2015a, 2021, 2021a)やスポーツの価値に基づく教育プログラムである Sport

Values in every classroom (UNESCO, 2019)、WADAのParent's Guide to Support Clean Sport、IOCによるTeaching Values an Olympic Education Toolkit。(IOC, 2007)、IOC HPにみるBeyond the Gamesに関連する情報発信(IOC (a))、さらにはDraw the lineのような自己学習キット(IOC (b))の開発、公開も進められてきた。さらに、個々の国においてもスポーツの価値を基盤とした啓蒙活動が展開されている(Department of Local Government, Sport and Cultural Industries)。我が国においても日本アンチ・ドーピング機構(e, f, g)が大学生アスリート、国体向け、未成年アスリートの保護者・サポートスタッフ等を含め、多様な対象者を想定したスポーツの価値に基づく教育キットの開発を精力的に進めてきた。また、その開発は、エビデンスに基づき、試行錯誤を踏まえて開発されている。また、JADAのClean Sport Athleteh Siteはアンチ・ドーピングの情報ポータルサイトであるが、その設計段階では、習得した知識を組み合わせたり、関連付けることが想定されていたり、自分事化していくことが想定されている。行動変容を意図して、アンチ・ドーピング教育の対象者が自ら積極的に教育プログラムに参加できるような教育プログラムのデザインが意識されているといえる。

これらの試みは、スポーツを社会的課題解決の効果的なツールとして活用するために必要な情報の共有やスポーツそのものの価値を高めることやその価値を多様なステークホルダーに広く啓蒙することを意図した試みとも言える。同時に、現在、スポーツの抱える諸問題を認めた上で、スポーツの価値を高め、その解決に取り組む人材育成を意図した試みとも言える。

では、今回、教育に関する国際基準の履行に向けて開発される教育プログラムは、どのような内容で構成されているのであろうか。



表1 FTEMモデルの段階と各段階の特徴（日本スポーツ振興センター）

F(ファウンデーション、土台となる遊び・動作・スポーツ)	遊びや運動、スポーツを通して様々な動作を獲得してから、特定の競技に専門化し、競技大会に参加するまでの、3つの段階(F1～F3)に分かれている。この段階での取り組みは、「国際競技力の強化」や「身体活動/活動的な生活習慣」の基礎となる。また、保護者や兄弟、友人、教師、コーチ、クラブ等が育成の重要な役割を担っている。	F1: 基本的動作の習得と習熟	運動遊びを始めたり、幅広い基本的な運動の動作(走跳投や道具の扱い)を習得する段階。
		F2: 動作の獲得と洗練	学校体育や多様なスポーツ経験を通して、F1で習得した基本的な運動の動作を、楽しみながら向上させ、改善する段階。
		F3: スポーツ/競技大会への専念	スポーツに特化した練習や競技大会に参加する段階。この段階では、発育発達に配慮した練習や競技大会が展開され、体力・運動能力の高い子どもからマスターズや市民ランナーなどの生涯スポーツの実践者が該当する。
T(タレント、スポーツタレントの顕在化と育成及び実績)	中央競技団体から将来性を見出される段階から強化指定を受けるまでの、4つの段階(T1～T4)に分かれている。この段階では、「タレント発掘・育成(TID)」や「スポーツ科学教育プログラム」等、TID専門家やコーチ、競技団体、保護者から意図的なプログラムが数多く展開される。また、TID専門家や競技団体、家族、クラブ、学校、スポーツ統括団体等が重要な役割を担っている。	T1: スポーツタレントの顕在化/クラス分け	国際競技力の強化を目指し、将来性豊かなタレントやアスリートを科学的分析やコーチ・スカウトの眼によって見出す段階(スポーツタレントの発掘)。また、障がい者スポーツにおいては、障がいの程度を評価する「クラス分け」を通して将来性を見出す段階。
		T2: スポーツタレントの検証	T1の段階で見出されたタレントやアスリートに対して、競技の専門的(技術・戦術)能力や心理的スキル、生理学的特性等を見極めるため、一定期間を設ける段階。
		T3: 練習と到達	アスリートが国際競技大会でより良い成績を残すため、高いトレーニング量と適切な競技大会への参加に専念する段階。また、ドロップアウトや実績不足を防ぎ、シニア代表レベルまでスムーズに移行させるために多様な支援を行う段階。
		T4: 躍進と称賛	アスリートが実績を残し、突破口を開いたことで努力が報われる段階。具体的には、「年代別強化指定選手」や「シニア強化指定選手」、「年代別国際競技大会メダル獲得選手」等が該当し、シニア代表への選考やスポーツ推薦合格等の結果を得て、中央競技団体等による育成・強化活動や支援が大幅に拡大することが考えられる。
E(エリート、シニア代表への選出と成功)	シニア日本代表から、国際競技大会でメダルを獲得する段階までの、3つの段階(E1～E3)に分かれている。この段階では、国際舞台で活躍するための支援(スポーツ医学支援や助成金等)が増大する。また、アスリートが競技面以外の要因(就職等)により離脱することを防ぐためにデュアルキャリアに関する支援も必要とされる。Eの段階の育成は、コーチ、中央競技団体、スポーツ統括団体等が重要な役割を担う。	E1: シニア代表	シニアの国際競技大会またはプロフェッショナルスポーツで、代表選考を通してシニア代表に選出される段階。
		E2: 実績	直近の世界選手権大会等で8位入賞の実績を有するアスリートである「メダルポテンシャルアスリート」の段階。
		E3: 成功	世界選手権、オリンピック、パラリンピック競技大会等でメダルを獲得したり、プロリーグで名誉を得た実績を有する段階(メダリスト)。
M(マスター、シニア代表での継続的な成功)		M: 持続的な成功	世界最高峰の国際競技大会またはプロスポーツの大会で、複数サイクル(4年1周期以上)に渡って持続的な成功を取める段階。この段階に到達するアスリートは、単なる勝者ではなく、誰もが憧れるロールモデル、「真のチャンピオン」であることが求められる。

## 6 教育対象者とその選定基準

我が国でアンチ・ドーピング教育の内容を検討する際に問題になるのは、対象者を設定する際の基準である。通常、学校教育であれば、年齢に応じてカリキュラムが作成される。小学校1年生の体育の授業で指導すべき内容と中学校1年生の体育の授業で指導すべき内容は、発達の段階を想定して設定されることになる。また、期待できる学習成果も、発達の段階を想定して設定されることになる。また、それらの妥当性は、カリキュラムの成果を踏まえて検討され続けことになる(中央教育審議会, 2010)。この前提は、同一年齢の児童、生徒が教育を受けることである。それは、生物学

的にみた発達の段階には共通した特徴がみられることを前提にしている。

しかし、こと競技の世界に関して言えば、生物学的な意味でのこの発達の段階とは関係なく、上位の競技レベルに到達する選手が登場することになる。中学生が成人と同じように国際大会に参加していることは、その例である。また、障害者スポーツに関して言えば、後天的な障害により障害者スポーツの競技会に参加するようになる選手が一定数存在している。そのような人々から一気に世界レベルの大会に参加する選手も出てくることになる。当然ながらそのような選手は、世界レベルに到達する前に習得するであろう知識や技能を十分に習得しないままに、大会参加に向けた準備

表2 要保護者並びにレクリエーショングループに関する定義  
(日本アンチドーピング機構 (d)、p.15)

要保護者	レクリエーショングループ
1) 「要保護者」とは、アスリートが以下のいずれかに当てはまる人のこと ・16歳に達していない ・18歳に達しておらず、RTP(検査登録対象者リスト)に含まれたことがなく、どの国際競技大会にも出場したことがない ・年齢に関係なく、アスリートが国籍を有する国の法律において、法的能力が十分でないとして認定されている 2) 要保護者は、16～17歳で、エリート/ハイパフォーマンスアスリートには適用されません 3) 要保護者がアンチ・ドーピング規則違反(ADRV)となった場合には、制裁のルールよりも柔軟な対応を受ける可能性がある 4) 「18歳未満の者(Minors)」とは、アスリートが17歳か、それより年齢が低い人のこと 18歳未満の者で、16～17歳のエリート/ハイパフォーマンスアスリートがアンチ・ドーピング規則違反となった場合には、制裁について一般的に公開されることへの例外措置がされることもある	1) 「レクリエーション競技者」は、2021Codeでの新しい定義で、新しいアスリートのカテゴリー 2) レクリエーション競技者で、アンチ・ドーピング規則違反(ADRV)となった場合には、要保護者と同様に柔軟な制裁が適用されることになります 3) 各国内アンチ・ドーピング機関(NADO)が、誰がレクリエーション競技者に含まれるのか、ということ定義する。しかし、過去5年間にアンチ・ドーピング規則違反となり、以下のいずれかに該当するアスリートは含まれません。 ・国際レベルの競技者、もしくは国内レベルの競技者であった人 ・オープン・カテゴリーで国際競技大会においていずれかの国を代表したことがある人 ・国際競技連盟(IF)もしくは国内アンチ・ドーピング機関(NADO)によって、RTPに指定されたことがある人。または、その他の居場所情報提出のための対象者(Whereabouts Pool)に含まれたことがある人

を進めることになる。そのため競技者育成の段階をどのように設定するのかは、アンチ・ドーピング教育の内容の検討時には極めて重要になる。競技レベルにより要求される内容が異なるためである。この競技者育成の段階を示す指標が、FTEM(表1)である。

なお、世界アンチ・ドーピング規程(Code)では、アスリートは国内レベル、国際レベル、18歳未満の者、要保護者並びにレクリエーションのグループに区別されている(日本アンチ・ドーピング機構(d), p.7)。ここでは、競技レベルのみではなく、年齢に応じたカテゴリーも設定されている。表2にみる要保護者とレクリエーショングループは、その例である。これらのカテゴリーのいずれに該当するのかにより、適用される具体的な手続きや制裁の柔軟性が異なることになる。

## 7 期待されている成果

では、これらの対象が身につけるべき能力として何が期待されているのであろうか。

前述したように、ISEにおけるアンチ・ドーピング教育とは、クリーンスポーツ行動を可能にする能力を開発し、十分な情報に基づく意思決定を下すために、アンチ・ドーピング・トピックスに関する研修を実施することと定義されている。ここでは、クリーンスポーツ行動を可能にする能力開発並びに十分な情報に基づく意思決定を下すこ

とができるようにしていくことが意図されている。繰り返しながら、単に提供された知識を暗記した人の育成が求められるのではなく、スポーツの価値の実現に向けたロールモデルとして活躍できる能力を備えた人材の育成がそこでは目指されることになる。

もっとも、アンチ・ドーピング教育の内容は、我が国独自に設定できるわけではない。ISEは、教育プログラムで取り扱う11のトピックスを示している。そのため、我が国で実施するアンチ・ドーピング教育の内容もまた、これらの11の内容を含み込んでいることが求められる。

加えて、ISEは、教育プログラムの実施に際しては、価値に基づく教育(Values-Based Education)を中心に据えておくべきことを求めている。同時に教育プログラムは、対象となる相手のニーズを満たすために適応され、調整されるものとされているとともに、そこで獲得された能力や技能は、学習者が各々の発達の段階に即して示すべきものとされている(WADA, 2021, p.13)。また、これらのトピックスに関する情報は、一般に公開されるものとするとしている。さらに、これらの内容を含み込んだ教育プログラムを提供する教育者は、価値に基づく教育並びにこれらの内容に堪能であることが求められている(日本アンチ・ドーピング機構, 2022, pp.44-45)。

このような要求は、世界的に共通理解されるべき内容という意味で重要である。他方で、各国が

表3 クリーンスポーツプログラムで採用されている7つのカテゴリーとISEの教育プログラムの11の内容の関係（日本アンチ・ドーピング機構（c））

クリーンアスリートガイドの7つのカテゴリー	ISEの教育プログラムの11の内容
A スポーツの価値・クリーンスポーツ環境のため	1) クリーンスポーツに関する原則及び価値
B クリーンスポーツ行動・習慣化	2) 本規程に基づく競技者、サポートスタッフ及びその他のグループの権利及び責務
	3) 厳格責任の原則
D ルールに違反したら	4) ドーピングの結果、例えば、身体的及び精神の健康、社会的及び経済的な影響、並びに制裁措置
C ルール違反の項目	5) アンチ・ドーピング規則違反
E 健康を守るために	6) 禁止表上の物質及び方法
	7) サプリメント使用のリスク
	8) 薬の使用及び治療使用特例
F 自分がクリーンであることを証明	9) 尿、血液及びアスリート・バイオロジカル・パスポートを含む検査手続
	10) 居場所情報及びADAMSの使用を含む登録検査対象者リストへの要件
G スポーツを守る・創る	11) ドーピングに関する懸念を共有するために声を上げること（speaking up）

この要求を実際に実行に移す際には、各国のおかれている現実的諸条件を踏まえた、長期的、中期的、短期的で現実的な計画の作成、実行が求められることになる。そのため、JADAは、11のトピックスに対する理解やそれを踏まえた行動がとれるように、クリーンスポーツ実現に向けた行動を取るためのクリーンアスリートガイドも公開している（日本アンチ・ドーピング機構（b））。それに従えば、我が国のアンチ・ドーピング教育ではこれら11のトピックスが7つのカテゴリーに整理して教育プログラムが作成されている（表3）。

なお、ISEは、教育プログラムの成果を資質・能力ベースで記すことを求めている。具体的には、1) 事実を認識すること（be aware of）、2) 意味づけ、概念、背景を理解すること（understand）、3) 認識・理解した知識を関連付けて自分で行動・実行できること並びに人に伝えることができること（be capable of doing）を明示するように求めている。

ここで重要な点は、クリーンスポーツプログラムが期待している成果は、単にドーピング検査に抵触しない知識を得ることに留まるものではないことである。そのため、日本アンチ・ドーピング機構が作成したクリーンスポーツの教育目標の一覧では、これら11のトピックスの教育目標が認知領域（Cognitive domain）と非認知的領域（affective domain）に分けて示されている。この

非認知的領域は、社会性と情動の学習（Social and Emotional Learning）に関わる領域と言える。

ここでは、知識、技能を学習するとともに、自らがクリーンスポーツの体现者、さらにはその実現に取り組むロールモデルとして社会を変革していく人材に育っていくことが期待されている。また、スポーツの価値を尊重し、人と関わり、それを踏まえて社会に働きかけていく能力を身につけていくことが期待されている。そのため、JADAは、クリーンスポーツ教育プログラム作成の意図を次のように指摘している。

「クリーンスポーツ教育プログラムは、スポーツのみならず、社会においても「スポーツの価値を通して、より良い社会、未来を創る」役割を担う人材が育つことを目的としています。

クリーンスポーツ教育プログラムでは、単にアスリートが「違反をしない」「ルールを守る」という規範的な行動の重要性を学ぶことだけを目指しているわけではありません。クリーンスポーツに対する正しい知識やスキルを習得すると共に、人としてのソーシャルスキルとエモーショナルスキルを高めることを通して、クリーンスポーツやアンチ・ドーピングの意義を自分事化し、ライフスキルそして人間性を向上させ続けられることを目指しています。

それらを通して、自身で適切な意思決定をし、その意思決定に対して責任を持つことができるよ



表4 2021年版世界アンチ・ドーピング規程(2021Code)にみるアスリートの役割と責務  
(日本アンチ・ドーピング機構(d), p.11)

役割	アンチ・ドーピングのルールを知り、ルールを守ること！	アンチ・ドーピング規範及び規則のすべてについて精通し、遵守すること
責務	検査にいつでも対応	アンチ・ドーピング上の正当な目的と、アスリート自身の人権及びプライバシーに配慮された上で、いつでも検体採取に応じること
	厳格責任：あなたの身体については、あなた自身の責任	自身が摂取するもの、使用するものに対して責任を負うこと
	Tell - 医師らに自分がアスリートで、禁止物質及び禁止方法を使えないことを伝える Check - すべての治療薬に禁止物質が含まれていないか、摂取の前に確認 Ask - 不明な時はヘルプを求める！	アンチ・ドーピング規範および規則違反とならないように、医療従事者に対して、自らが禁止物質および禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを伝え、自らが受ける医療処置について責任を負うこと
	求められた時にはドーピング調査に協力	規則違反に関するドーピング調査に協力すること
	過去10年の間に違反が認定されたことがあれば、あなたのNADOかIFに伝える	過去10年の間に、非署名当事者よりアンチ・ドーピング規則違反(ADRV)が認定された決定があれば、その旨をあなたの国内アンチ・ドーピング機関(NADO)と国際競技連盟(IF)に開示すること Tell - 医師らに自分がアスリートで、禁止物質及び禁止方法を使えないことを伝える Check - すべての治療薬に禁止物質が含まれていないか、摂取の前に確認 Ask - 不明な時はヘルプを求める！ 過去10年の間に違反が認定
求められた際には、あなたをサポートするコーチ、理学療法士(フィジオセラピスト)、医者などの情報を共有	あなたがアンチ・ドーピング機関から求められた際には、あなたのサポートスタッフの身分を開示すること	

うになります。また、スポーツの価値・チカラを自身の価値観・生き方にどのように活かせるかを学ぶと共に、生涯を通してスポーツを楽しむことができるだけでなく、他者、スポーツコミュニティや社会との関りの中で対外的にスポーツそのものの良さなどを発信し、より良い社会を創る行動へとつなげることができます。

このように、スポーツの価値に基づくクリーンスポーツ教育プログラムは、アスリートとしてだけでなく、価値の創造者、つまりスポーツを通じたロールモデル、社会やグローバルなリーダーの育成を目指しています。」(日本アンチ・ドーピング機構, (d))

このような目標設定の背景には、アスリートAct(アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利宣言)が存在している。その作成意図は、次のように説明されている。

「意図的にドーピングを行う人や隠そうとする人たちから受ける不当な扱いや不利益、望まないドーピングで自分の健康を害するなど、あってはならないことです。またドーピングを行っているのに、不当に制裁を課されることもあってはなりません。」(日本アンチ・ドーピング機構, c)

このような権利宣言は、アスリートが誰かに

よりドーピングから守られる存在とみなされるだけではなく、自らがクリーンスポーツ環境を創り上げていく主体であることを示している。アンチ・ドーピング教育を考える際には、この視点は重要である。このような役割を担い、社会的な発信力を備えたアスリートをどのように育成していくのかが問われるためである。

もっとも、権利は責務と連動している。2021Codeでは、アスリートに対する役割と責務が、表4のように示されている。なお、この表で記されている法的な能力とは、アスリートが国籍を有する国の法律において、法的能力が十分でない(自身の生活を決定する、自身の権利を行使する、契約関係を結ぶ、自身のために弁明するなど)と認定されている人を指している。

JADAのクリーンスポーツプログラムでは、これらの点を踏まえて、関係者のパスウェイを踏まえた教育目標が設定されている(表5)。ここで、教育目標の例を確認すると、「気づく」や「理解する」という表記と「行動がとれる」という表記が混在していることが確認できる。このことは、設定されている教育目標に複数の領域が存在していることを示している。



表5 クリーンアスリートガイドの教育ターゲットとパスウェイに即した教育目標  
(日本アンチ・ドーピング機構 (c))

		育成対象	国内最高レベル大会参加	国際競技連盟 (IF) 主催国際大会参加	強化対象	RTP/TP*
教育ターゲット	アスリート	18歳未満のジュニア・ユース層	日本選手権や国際最高レベル大会出場を目指す層	IF 主催大会出場を目指す層	強化指定選手、国際大会出場選手	IF もしくは JADA の RTP/TP 登録選手
	サポートスタッフ	保護者、指導者	監督・コーチ、トレーナー	代表監督・コーチ、ドクター・トレーナー	競技団体強化関係者、ドクター・トレーナー	指導者、マネージャー
教育目標の例		認識	理解		行動	
		・クリーンスポーツに関する原則及び価値があることに気づく ・クリーンでフェアなスポーツに参画するための権利と責務があることに気づく	・クリーンスポーツの価値・重要性について理解する ・アンチ・ドーピングのルールを守り、果たすべき役割と責務を理解する ・違反を回避する行動をとれる		・自身の影響力を理解し、クリーンスポーツ実現のための行動をとれる ・アスリートの権利を守る行動と責務を果たす行動をとれる ・クリーンスポーツ環境を守り、創るための働きかけができる	

\*RTP = Registered Testing Pool - 登録検査対象者リスト TP = Testing Pool - 検査対象者リスト

表6 SEL の求める基本的な社会的能力 (山田, 2008, p.148)

ねらいとする能力	説明
自己への気づき	自分の感情に気づき、また自分の能力について現実的で根拠のある評価をする力
他者への気づき	他者の感情を理解し、他者の立場に立つことができるとともに、多様な他者がいることを認め、良好な関係をもつことができる能力
自己コントロール	物事を適切に処理できるように情報をコントロールし、挫折や失敗を乗り越え、また妥協による一時的な満足に留まることなく、目標を達成できるように一生懸命取り組む力
対人関係	周囲の人との関係において情動を効果的に処理し、協力的で、必要ならば援助を得られるような健全で価値のある関係を築き、維持する力。ただし、悪い誘いは断り、意見が衝突しても解決策を探ることができるようにする力
責任ある意思決定	関連する全ての要因と、いろいろな選択肢を選んだ場合に予想される結果を十分に考慮し、意思決定を行う。その際に、他者を尊重し、自己の決定については責任をもつ力。

## 8 アンチ・ドーピング教育で期待される成果を構成する複数の領域

期待する学習成果を明示する際には、そこに複数の学習領域が存在することをまずは確認する必要がある。アンチ・ドーピング教育においても、それは例外ではない。また、複数の学習領域は、目標の分類論に基づき、整理される必要がある。今日では体育、スポーツ関係者の間ではそれば、Physical Literacy の提案に端的に示されるように (Sport Australia, 2019)、身体 (physical)、認識 (cognitive)、情意 (affective) 並びに社会 (Social) の4つの領域に大別されている。それらはまた、良質の体育 (Quality Physical Education) の構成要素としても広く認知されている (UNESCO, 2015, 2021)。そのためアンチ・ドーピング教育を受けた人たちが身につけていくことが期待される能力は、このような学習の領域に即して検討していく必要がある。

この点に関してみられる指摘は、認知領域に関

する指摘である。例えばアンダーソンらの改訂版タキノミーでは、知識次元と認知過程次元の組み合わせとして、期待できる学習成果が記されることになる。例えば、環境保護のための手続的知識であるリデュースーリユースーリサイクルという知識を記憶している、理解する、適用することができるといった表記は、同じ手続的知識であっても、異なる認知過程を求めているという点で各々期待している成果が異なっている (Anderson et.al. 2014, p.32)。

もっとも、アンチ・ドーピング教育において期待される成果は、認知領域に関する学習成果だけではなく、非認知領域の学習成果も含まれている。価値に基づく教育の導入、実施が求められていることは、自身の感情や人との関わり、さらには自身の価値観をへの気づきやそれらの再構築を求めることになる。この非認知領域で期待される学習成果を検討する際に参考になるのが、社会性と情動の学習 (social and emotional learning: 以下

SEL)である。

SELは、特定のプログラムの名称ではなく、約80種類のプログラムの総称であり、そのプログラムの規模や内容も多様である。しかし、1995年に設立したCASEL (Collaborative to Advance Social and Emotional Learning) という機関により、全てのSELがとりまとめられ、評価、改善が行われている(山田, 2008, pp.147-148)。表6は、そのSELの求める社会的能力を示している。アンチ・ドーピング教育で期待される非認知的能力にも、このような能力が想定されている。

## 9 教育者養成に向けての課題

これらの要求に応える過程では、様々なレベルでの合意を取り付けていくことに多大の労力と時間を要する。また、個人的な取り組みではこの要求に応えていくことは難しい。そのため、多様なステークホルダー間の合意を取り付け、財源を確保しながら、この要求に対応可能で、持続可能な制度づくりを進めることは、クリーンスポーツの実現を目指す上では不可欠になる。また、これらの合意が成果を生み出していくためには、具体的な行動が必要になる。特に、アンチ・ドーピングに向けた教育を意図的に推進していこうとすれば、提供する知識や技能、期待する成果やその達成度、指導者のトレーニングプログラムの提供が求められることになる。また、それらが最大限の効果を発揮するためのシステムづくりが必要になる。この点は、体育教師の継続教育(CPD: Continuing Professional Development)システムの構築、運営と共通したシステムづくりが必要なる。

体育教師教育は、通常、高等教育機関において設定される教育プログラムの履修を通して行われる。しかし、体育教師教育は、高等教育機関で実施されるそれに留まるものではない。体育教師教育は、現職教員として勤務している段階と事前教育の段階が区別されている。また、現職教員は、

学校教育で求められる職能の変化にともない、新たな知識、技能の習得を求められることになる。そのため、現職教員に対するリスクینگが求められることになる。このリスクینگは、校内研修や学校外で提供される研修会を通して進められることになる。また、現職教員の蓄積している個人的経験や科学的研究成果を踏まえてリスクینگの内容や方法が検討されていくことになる。

体育教師になる学生が養成課程で何をどの程度学習することが期待されるのかは、実際には各国の置かれている状況により異なる。しかし、養成段階で習得が期待される知識や技能が、何に基づいて設定されているのかに関しては、高等教育機関の発展に関わり通過すべき一定の段階がみられる(マクドナルド, 2002)。

この指摘は、養成段階で提供される知識や技能が、社会的要請や高等教育機関に期待される機能、さらにはその実行能力に応じて変化していくことを示している。それはまた、ディスコースが誰と誰の関係でどのように構築されていくのかという問題に目を向ける必要性を示唆している。そして、このような現象は、当然、アンチ・ドーピング教育に関しても派生すると考えておく必要がある。そのため、アンチ・ドーピング教育の対象や内容、制度を誰がどのような手続きを経て構築、普及させていくのかという問いかけが必要になる。

実際、アンチ・ドーピング教育を誰に対して誰が行うのか。また、その養成組織はどのような社会的機能を担っているのか。この条件によってもアンチ・ドーピング教育の内容や期待される成果やその達成度には当然、違いが出てくることになる。

では、この差異を生み出す原因は何であろうか。また、設定する指導内容の妥当性は何によって担保されるのであろうか。この点は、提供するアンチ・ドーピング教育の内容に対応した教材、アンチ・ドーピング教育を受ける学習者の発達の段階やアンチ・ドーピング教育に費やすことのできる時間、さらにはそれを提供する指導者の能力の影

響を受けることになる。さらに、「2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた教育戦略計画」に関して言えば、アンチ・ドーピング教育を受けるアスリートやコーチ等に留まらず、アンチ・ドーピング教育を提供する教育者をどのように育成するのかが問われることになる。特に、多様な対象者の行動変容を意図して、アンチ・ドーピング教育の対象者が自ら積極的に教育プログラムに参加できるような教育プログラムをデザインし、それを実際に実行していくためには、教育者自身が多様な学習指導方略を身につけていくことやカリキュラムのデザイン、マネジメント技能を習得していくことが求められることになる。

確かに、今日までも、教育者に該当する役割を担ってきた人材は、存在していたと考えられる。しかし、その個人が亡くなった場合、そのような人材が身につけてきた知識や技能が継承されなくなるリスクが存在する。そのため、現在解決すべき課題の解決に向けてそれらを広く共有し、そのような人材が身につけていた知識や技能を継承し、それらを行使できる人材の育成システムの構

築という課題への対応がここでは求められることになる。しかもそれを、スポーツの価値に基づく、持続可能で、自走できるシステムとして構築していくことが求められることになる。さらに、このシステムを、世界標準を設定しつつ、各国の実情を踏まえて、各国が柔軟に構築していくことを可能にしていくことが重要になる。

実際、スポーツの価値を高め、社会的課題の解決に向けたスポーツの可能性を高めていくという観点からこの課題への対応策を検討するに際しては、一方では世界各国が合意できる世界標準の基準づくりが求められる。他方で、個々の国の事情を踏まえ、世界標準の達成に向けた現実的な対応が求められることになる。スポーツの価値に向けた取り組みは、この世界標準を作り上げる取り組みと個々の国の取り組みに関わる知見が双方向的に交流、蓄積される過程を通して構築されていく。

このような観点からみた新たな挑戦課題が、Educator（以下、教育者）制度の導入である。それは、各組織においてアンチ・ドーピング教育の立案、実行能力を備えた人材を持続可能な形で

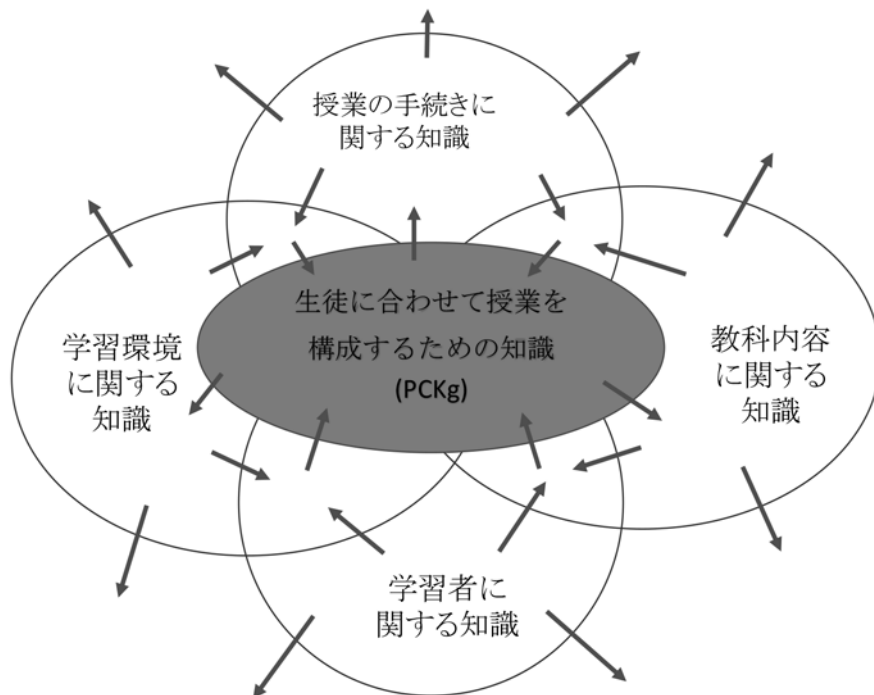


図 1 教師が身に付けている知識 (Cochran et al., 1993, p.268)



いかに育成するのかという問いを関係者につきつけることになる。また、教育者を育成する人材をどのように育成するのかという問いを突きつけることになる。

教育者になる人材は、アンチ・ドーピング教育を受けていた人ではなく、アンチ・ドーピング教育を推進する人である。そのため、被教育者から立場が180度転換することになる。しかし、そのような人材を育成する制度が、現状、構築されてきたわけではない。しかも、今後は個々の競技団体すべてにそれが求められることになる。コーチを育成するためのコーチデベロッパーの育成システム構築に向けた取り組みが進められてきたように、アンチ・ドーピングにおいても教育者の育成を誰がどのように進めるのか、また、それを持続可能な制度としてどのように構築していくのかが問われるようになったといえる。

教育者の育成に関わる制度設計に関して示唆的な理論が、教師の身につけている知識である(Pedagogical content knowing : PCKg) (図1)である。学習者や学習環境に応じて指導内容を適切な学習指導方略を適用しながら指導している際に活用されている知識と言われるPCKgであるが、この知識の習得は、誰に対して、いつ、何をどのように指導する経験を積むのかにより期待できる成果が異なることとなる。特に、指導内容に関する知識は、学習者の躓きを想定した知識であるため、躓きの原因やその原因に対応した知識、技能の習得が求められる点でその習得が重要になる。しかし、その習得には、工夫されたカリキュラムが必要になる。

体育教師教育に関して言えば、養成段階の教育プログラムは、通常、講義や演習で提供されることになる。そのため個々の授業科目で提供される知識や技能を関連付けることが難しくなる。特に、学習者に関する知識は、学習者の発達の段階や特性に関する知識を記憶していることはできても、それらを目の前いる学習者と関連付けることは難しい。そのため、教育実習で実際に学習者に直接

指導する経験が必要になる。

また、体育教師教育においても被教育者をどのように捉えるのかにより、提供する体育教師教育の内容やその指導方略も変化することになる。実際、体育教師教育において被教育者の捉え方には次の3つのタイプがみられることが指摘されている。

- 1) 教師は、実践に役立つ知識を習得する (knowledge for practice) : 知識を受け入れる教師
- 2) 教師は、実践の中で知識を習得する (knowledge in practice) : 省察主体としての教師
- 3) 教師は、実践の中で知識を生み出す (knowledge of practice) : 知識の協同的創造者並びにカリキュラムの創造者としての教師 (O'Sullivan, 2003, pp.276-278)

さらに、教育者の教育システムを検討する際には、教師の成長過程に目を向ける必要がある。教師は、通常、1) 入門期 (Induction Stage) : 大学生並びに初任 (1年目)、2) 強化の段階 (Consolidation Stage) : 生徒に応じて内容を指導するための知識が発達する段階並びに3) 習得の段階 (Mastery Stage) : 多くの教授技術を使いこなし、教師、生徒双方が満足できる、効果的な授業ができる段階 (Graham, 2008, pp.215-218) を経て成長していくと言われる。

これらは、個々に習得した知識や技能を状況と関連づけられずにいる段階からそれを状況に関連づけて効果的に活用できるようになっていく段階へと成長していくことを示している。クリーンスポーツ教育の担い手となる教育者に関しても、このような観点を踏まえて、その育成システムを今後は検討することが必要になる。

これらの指摘は、教育者の育成に向けて示唆的である。クリーンスポーツの実現に向けアスリートやサポートスタッフに対して提供すべき知識、技能を特定することやその効果的な習得を可能にする学習指導方略やカリキュラム作成に必要な知識や技能を特定していくことは、重要である。しかし、教育者は、それらの知識や技能の妥当性を



クリーンスポーツ教育のプログラム実施を介して、エビデンスに基づき、批判的に検討できるような能力を求められることになる。そのような人材を育成するためのプログラムをどのように構築するのかが問われるためである。ここで重要になるのは、専門職学習集団（Professional learning community）という概念である。

専門職学習集団は、1) 価値を共有し、2) 集団としての責任感を持ち、3) 専門職として対応すべき問いに省察的に取り組み、4) 協働し、5) 個人とグループの学習に焦点化している、省察と改善に向けて取り組む個人により構成される協働的なグループと定義される（Beddoes et al., 2023, p.39）。

クリーンスポーツ教育の教育者においても当然ながら、このような専門職学習集団の形成が、クリーンスポーツ教育の成果に影響を与えていくと考えられる。しかし、現状は、クリーンスポーツ教育のカリキュラム、指導資料が作成、公開され、今後の活用が待たれている段階である。他方で、その意味では、クリーンスポーツ教育に関わる持続可能で、発展性を秘めた専門職学習集団の形成は、クリーンスポーツ教育の成果に大きな影響を与えると考えられる。他方で、体育教師の専門職集団に関連する研究においてもそれが継続教育（continuing professional development:CPD）に効果的であることが指摘されている一方で、それを持続させる要因やそれが生徒の学習成果に与える影響に関するエビデンスの蓄積は乏しいとされている（Parker et al., 2022, p.500）。同じことは、クリーンスポーツ教育の教育者に関しても予見される。

現在、アンチ・ドーピング教育に対して示されている期待を達成していくには、このような挑戦的な課題に対するエビデンスの蓄積やそれを支える専門職学習集団の形成を促すことが求められよう。

## 引用・参考文献

- Anderson, L.W. et al. (2014) A Taxonomy for Learning, Teaching, and Assessing : A Revision of Bloom's. Person Limited : USA
- Beddoes, Z., Prusak, K. and Barney, D. (2023) Professional Learning Communities in Physical Education. JOHPERD. 94 (1) : 38-44
- CASEL Fundamentals of SEL <https://casel.org/fundamentals-of-sel/> (2023. 3. 23)
- 中央教育審議会 (2010) 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1292163.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1292163.htm) (2023. 3. 30)
- Cochran, K.F., Deruiter, J. A. and King, R.A. (1993) Pedagogical Content Knowing : An Integrative Model for Teacher Preparation. Journal of Teacher Education.44 (4) : 263-272
- Department of Local Government, Sport and Cultural Industries. True Sport. <https://truesport.com.au/> (2023. 4. 1)
- Graham,G. (2008) Teaching Children Physical Education. 3rd ed. Human Kinetics : Champaign.
- IOC (2007) Teaching Values an Olympic Education Toolkit.
- IOC (a) Beyond the Games <https://olympics.com/ioc> (2023. 4. 1)
- IOC (b) Draw the line <https://drawtheline.olympics.com/#eyJlc2VyX2lkIjoiZTVIZ2JN-RnVFSXhsSDdnRSJ9> (2023. 4. 1)
- マクドナルド, D. (2003) オーストラリアの教師教育の現在・過去・未来：シーソー、ブランコ、滑り台. スポーツ教育学研究. 23 (1): 55-63
- MINEPS (2013) Declaration of Berlin.

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000221114> (2023. 3. 3. 1)

MINEPS (2017) Kazan Action Plan. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000252725> (2023. 4. 1)

日本アンチ・ドーピング機構 (a) <https://www.playtruejapan.org/code/> (2023. 3. 20)

日本アンチ・ドーピング機構 (b) 真のチャンピオンのために. スポーツ振興くじ助成事業

日本アンチ・ドーピング機構 (c) クリーンスポーツに参加するみんなの権利  
<https://www.realchampion.jp/resources/000161.html> (2023.3.24)

日本アンチ・ドーピング機構 (d) アスリートガイド 2021年版世界アンチ・ドーピング規程 (2021Code) における重要な変更点.  
[https://www.realchampion.jp/resources/entry\\_img/c7a0cdc63e4c0a001f98e4040be8baf-808c924f0.pdf](https://www.realchampion.jp/resources/entry_img/c7a0cdc63e4c0a001f98e4040be8baf-808c924f0.pdf) (2023. 3. 24)

日本アンチ・ドーピング機構 (e) 世界アンチ・ドーピング規程  
<https://www.playtruejapan.org/code/provision/> (2023. 3. 24)

日本アンチ・ドーピング機構 (監) (2013) アンチ・ドーピングを通して考える—スポーツのフェアとは何か—. 明和出版

日本アンチ・ドーピング機構 (2021) Code2021 世界アンチ・ドーピング規程.  
[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/wada\\_code\\_2021\\_jp\\_20201218.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/wada_code_2021_jp_20201218.pdf) (2023. 3. 24)

日本アンチ・ドーピング機構 (2021a) 世界アンチ・ドーピング規程 教育に関する国際基準 [https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/kyouiku\\_jp.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/kyouiku_jp.pdf) (2023. 3. 24)

日本アンチ・ドーピング機構 (2021b) 世界アンチ・ドーピング規程 署名当事者の規程

遵守に関する国際基準 2021年1月1日発効.  
[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/isccs\\_j.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/isccs_j.pdf) (2023. 3. 24)

日本アンチ・ドーピング機構 (2021c) 世界アンチ・ドーピング規程 プライバシー及び個人情報保護に関する国際基準 2021年1月1日発効.

[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/privacy\\_jp.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/privacy_jp.pdf) (2023. 3. 24)

日本アンチ・ドーピング機構 (2022) 2021Code/ 教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画. [https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/code2021\\_ise-plan\\_v1.2.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/code2021_ise-plan_v1.2.pdf). (2023. 3. 22)

日本アンチ・ドーピング機構 (2023) 世界アンチ・ドーピング規程 2023年禁止表国際基準  
[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/2023\\_prohibited\\_List\\_jpn\\_final.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/2023_prohibited_List_jpn_final.pdf) (2023. 3. 24)

日本アンチ・ドーピング機構 (2023a) 世界アンチ・ドーピング規程 検査及びドーピング調査に関する国際基準. 2023年1月1日発効.  
[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/International\\_Standard\\_for\\_Testing\\_and\\_Investigations\\_2023\\_JP.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/International_Standard_for_Testing_and_Investigations_2023_JP.pdf) (2023. 3. 24)

日本アンチ・ドーピング機構 (2023b) 世界アンチ・ドーピング規程 治療使用特例に関する国際基準 2023年1月1日発効.

[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/International\\_Standard\\_for\\_Therapeutic\\_Use\\_Exemptions\\_2023\\_JP.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/International_Standard_for_Therapeutic_Use_Exemptions_2023_JP.pdf) (2023. 3. 24)

日本アンチ・ドーピング機構 (2023c) 世界アンチ・ドーピング規程 結果管理に関する国際基準 2023年1月1日発効

[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/kekka\\_jp2023.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/kekka_jp2023.pdf) (2023. 3. 24)

日本アンチ・ドーピング機構 (a) クリーンスポーツに参加するための11トピックスウェビナー <https://www.realchampion.jp/resources/>

- es/000224.html (2023. 3. 30)
- 日本アンチ・ドーピング機構 (b) クリーンアスリートガイド 国内レベルアスリート向け. <https://www.realchampion.jp/resources/000211.html> (2023. 3. 30)
- 日本アンチ・ドーピング機構 (c) クリーンアスリートガイド  
[https://www.realchampion.jp/resources/entry\\_img/clean-athlete-guide\\_howto\\_221118.pdf](https://www.realchampion.jp/resources/entry_img/clean-athlete-guide_howto_221118.pdf) (2023. 3. 30)
- 日本アンチ・ドーピング機構 (d) クリーンスポーツ教育プログラムの目的  
<https://www.realchampion.jp/clean-sport/> (2023. 3. 30)
- 日本アンチ・ドーピング機構 (e) 「スポーツの価値」を基盤とした教育－スクールプロジェクト－. <https://www.school.playtruejapan.org/> (2023. 4. 1)
- 日本アンチ・ドーピング機構 (f) Clean Spor Athlete Site. <https://www.realchampion.jp/> (2023. 4. 1)
- 日本アンチ・ドーピング機構 (g) エビデンスに基づく教育プログラムの構築・推進.  
<https://www.realchampion.jp/clean-sport/evidence.html> (2023. 4. 1)
- 日本アンチ・ドーピング機構 (h) クリーンスポーツ教育プログラムの目的. <https://www.realchampion.jp/clean-sport/> (2023. 4. 1)
- 日本スポーツ振興センター FTEM：年齢や競技歴を越えて対象者になる可能性をどのように考慮するのか 日本版FTEMとは？ | 日本版FTEM | Athlete Pathway アスリート育成パスウェイ (jpnsport. go. jp)  
<https://pathway.jpnsport.go.jp/ftem/index.html> (2023. 3. 29)
- 岡出美則 (2020) 紛争経験国がかかる体育への期待. 現代スポーツ評論. 47 : 83-93
- O'Sullivan, M. (2003) Learning to Teach Physical Education. In: Silverman, S. J. and Ennis, C. D. (Eds.) Student Learning in Physical Education. Human Kinetics : Champaign. 2nd ed. pp.275-294
- Parker, M., Patton, K., Goncalves, L., Luguetti, C., and Lee, O. (2022) Learning communities and physical education professional development : A scoping review. European Physical Education Review. 28 (2) : 500-518
- Sport Australia (2019) The Australian Physical Literacy Framework  
[https://www.sportaus.gov.au/\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0019/710173/35455\\_Physical-Literacy-Framework\\_access.pdf](https://www.sportaus.gov.au/__data/assets/pdf_file/0019/710173/35455_Physical-Literacy-Framework_access.pdf) (2023. 4. 1)
- Svensson, P. G. and Woods, H. (2017) A systematic overview of sport for development and peace organisations. Journal of Sport for Development. 5 (9) : 36-48
- Whitehead, M. (2019) Physical Literacy Across the World. Routledge
- UNESCO (2015) Quality of Physical Education Guidelines for Policy-Makers. <http://unesdoc.unesco.org/images/0023/002311/231101E.pdf> (2023. 3. 21) p.9
- UNESCO (2015) Quality Physical Education (QPE) : guidelines for policy makers. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000231101> (2022. 9. 16)
- UNESCO (2015a) Quality Physical Education Policy Guideline Methodology. <https://en.unesco.org/inclusivepolicylab/sites/default/files/learning/document/2017/1/233812E.pdf> (2022. 9. 16)
- UNESCO (2019) Sport Values in every classroom.  
[https://www.icsspe.org/system/files/Sport Values in Every Classroom.pdf](https://www.icsspe.org/system/files/Sport%20Values%20in%20Every%20Classroom.pdf) (2021. 1. 28)
- UNESCO (2021) Making the case for in-

clusive quality physical education policy development: a policy brief. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000375422>

(2022. 9. 16)

UNESCO (2021a) How to influence the development of quality physical education policy: a policy advocacy toolkit for youth. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000375423> (2022. 9. 16)

山田洋平 (2008) 社会性と情動の学習 (SEL) の必要性と課題—日本の学校教育における感情学習プログラムの開発・導入に向けて—. 広島大学大学院教育学研究科紀要 第一部, 57 : 145-154

WADA (2020) 2021 Model Rules for National Anti-Doping Organizations. <https://www.wada-ama.org/en/resources/2021-model-rules-national-anti-doping-organizations> (2023. 3. 24)

WADA (2020a) 2021 Code Implementation

Support Program Guidelines for the International Standard for Education (ISE) Version 1. <https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/guidelinesforeducation.pdf> (2020. 9. 15)

WADA (2021) World Anti-doping code International Standard Education 2021. [https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/international\\_standard\\_ise\\_2021.pdf](https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/international_standard_ise_2021.pdf) (2023. 3. 23)

WADA (2021a) World Anti-Doping Code International Standard Laboratories 2021. [https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/bunseki\\_en.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/bunseki_en.pdf) (2023. 3. 24)

WADA Parent's Guide to Support Clean Sport [https://www.wada-ama.org/sites/default/files/education\\_parents\\_guide\\_cleansport\\_print\\_en.pdf](https://www.wada-ama.org/sites/default/files/education_parents_guide_cleansport_print_en.pdf) (2023. 4. 1)

(受理日 : 2023 年 3 月 31 日)